

安全基本方針

有限会社 タイレル

安全運転に対する弊社の体制・取組み

- ・拘束時間が長時間になる場合、(15 時間以上) ドライバーが仮眠を取らせて頂く場合があります。
また、ドライバーの二人体制での運行 (ツーマン運行)・現地でのドライバー交替などの処置を取らせて頂く場合もあります。
- ・当日の運行が長距離 (500 K m 以上) の場合、ドライバーの二人体制、現地でのドライバーの交替の処置を取らせて頂きます。
- ・4 時間以上の連続運転になる場合、連続しての 30 分の休憩を取らせて頂きます。
ツーマン運行の場合はその限りではございません。
- ・車両をご利用いただく際、ロケバスから離れる場合、車内には貴重品を置かないようお願いいたします。
※盗難等の被害に関しましては弊社では責任を負いかねますのでご了承お願いいたします。

初任運転者への教育

初任運転者に対して行う 20 時間の添乗実技指導について

「高速道路」「坂道」「隘路」「市街地」「夜間運行」の全てを満たした内容であり、かつ「マイクロバス」によって行われます。

この 20 時間の実技指導中においては、運転の癖や、安全運転技術・安全意識に対して重視した指導を行います。

また、初任診断の結果を元に、個人に合わせた指導も行っております。

添乗員に関しては

「運行管理者の有資格者」

「在籍 2 年以上かつ、役員が認めた者」

「指導経験がありかつ、役員が認めた者」

いずれかになります。

バス・トラック乗務員教育 E ラーニングにて乗務員教育を実施

月に 1 回、年 12 回「E ラーニング教習」にて乗務員の教育を行っております。

教材のシナリオを作成してるのは、旅客・貸切手続きのプロフェッショナルの行政書士が監修。

その教材を利用し、定期的な学習により未然に事故防止に努めています。

教育内容一例 ※学習月により内容が変わります。

- ・旅客・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき事項。
- ・貨物・事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項。
- ・危険予測及び回避並びに緊急時における対応方法。
- ・乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項。